

小規模多機能型居宅介護 Q&A

Q1：利用したい時はどうするの？利用手続きは

1. 小規模多機能型居宅介護事業所、ケアマネジャー、区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口、地域包括支援センターなどに相談する。
2. 事業所に行ってみる・見学する（事業所の雰囲気、スタッフの対応、ご利用者の表情、居心地などなど）
3. 納得したらご契約します。

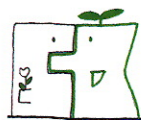
Q2：費用はどれくらいかかるの？

ご利用料金は1か月単位の定額制です。利用者一部負担金・1割約3,703円（要支援1）～約29,212円（要介護5）に、食費・宿泊費おむつ代・日用品費等（事業所によって金額が異なります）が足さず。掲載している金額は、利用者負担割合が1割の方の場合です。

※この広報誌は公的介護保険制度に関して解説しています

■川崎市介護支援専門員連絡会（川崎市ケアマネ連絡会）とは…

川崎市内のケアマネジャー、約550人で構成される任意団体です。
本会は川崎市、川崎市社会福祉協議会などさまざまな団体との連携や研修事業を通じてケアマネジャーの資質の向上を図っています。



**「ケアマネ連絡会」マークは
会員ケアマネジャーであることの証です**

※担当ケアマネジャーが、本会会員かどうかは、本会会員証の提示でご確認ください。

※本会ロゴマークは、左側はケアマネジャー頭文字「C」を、右側は地域包括支援センターの「支」がデザインされています

（地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えている機関です）。

発行／平成28年7月

作成／川崎市介護支援専門員連絡会 広報委員会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中3-22-10 杉浦ビル3階

URL:<http://www.kawasaki-caremane.jp>

電話044(872)8372

FAX044(872)8374

校正・イラスト／P★G

監修／川崎市

※無断転載を禁ず